

新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について

第1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

給与などの支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合において、労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

令和2年度の申請件数、支給・不支給決定状況は次のとおりです。

申請状況 (令和3年5月27日現在)

申請受付件数	支給決定件数	不支給決定件数	支給決定額
2	2	0	73,313 円

第2 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免状況について

国の財政支援の対象となっている、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、令和2年度の実績は下表のとおりです。

また、本減免制度について、国の財政支援は縮小されますが令和3年度も対象とすることとされたことから、多摩市においても国民健康保険税の減免制度を引き続き実施します。

令和2年度実績 (令和3年5月27日現在)

国民健康保険税 (世帯)				
	申請受付件数	減免決定件数	不承認件数	減免決定額
令和元年度分	218	135	83	2,246,300 円
令和2年度分	404	359	45	53,872,400 円
計	622	494	128	56,118,700 円

令和3年度の減免制度について

1. 対象となる世帯及び減免の割合

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であることが見込まれ、前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(1)の場合、全額免除、(2)の場合、前年の合計所得金額に応じて最大全額免除

2. 対象となる保険税

- (1)令和3年度分の保険税であり、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。
- (2)令和2年度相当分の保険税であり、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの。

3. 減免に要する費用について

(1)国の財政支援

減免総額が当該市町村における市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、下表のとおり特別調整交付金で財政支援を実施

減免総額の占める割合	3%以上	1.5%以上 3%未満	1.5%未満
国の財政支援額	10分の10	10分の6	10分の4

(2)国民健康保険財政運営基金の活用

平成30年度に、保険税率改定にあたり、被保険者の負担軽減を目的として1億9,400万円を基金に積み立て、令和元年度保険税率改定に際し、すべての所得階層に有効に基金を活用するため、医療分均等割額を1,000円引き下げ、以降、令和5年度までの間の減額波及分に総額1億8,245万円を充てることとしました。

今回の新型コロナ減免の実施にあたっては、その差額1,155万円を取り崩し財源の一部に充てることとします。